

40歳から64歳までの医療保険に加入されている方は、初老期認知症や脳血管疾患など、老化に起因する一定の疾病（特定疾病）が原因で、介護や支援が必要であると「認定」を受けた方がサービスを受けることができます。

- ① 筋萎縮性側索硬化症
- ② 後縦靱帯骨化症
- ③ 骨折を伴う骨粗鬆症
- ④ 多系統萎縮症
- ⑤ 初老期における認知症
- ⑥ 脊髄小脳変性症
- ⑦ 脊柱管狭窄症
- ⑧ 早老症
- ⑨ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ⑩ 脳血管疾患
- ⑪ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ⑫ 閉塞性動脈硬化症
- ⑬ 関節リウマチ
- ⑭ 慢性閉塞性肺疾患
- ⑮ 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ⑯ 末期がん

◆特定疾病の基本的な考え方

本来高齢者に発生する疾病が65歳未満で発生する場合を想定したものです。心身の病的な加齢現象との医学的関係がある疾病で、次のいずれをも満たすものが特定疾病とされています。

- (1) 65歳以上の高齢者に多く発生しているが、40歳以上65歳未満でも発生がみられる等、罹患率・有病率について加齢との関係が認められ、医学的根拠が明確に定義できること
- (2) 継続して要介護状態となる割合が高いと考えられること